

第156回山梨県都市計画審議会

会議録

山梨県都市計画審議会運営規程第15条の規定により次のとおり会議録を作成する。

1. 日時： 令和3年11月18日（木） 午後1時30分 ～ 午後3時00分

2. 場所： ホテル談露館1階 「アンバー」

3. 出席委員の氏名（敬称略）

(委員)	(1号委員)	赤岡勝廣委員	
		刑部利雄委員	
		甲光俊一委員	
		奥村一利委員	
		若狭美穂子委員	
	(2号委員)	大角亨委員	(代理 太田将之)
		濱野幸一委員	(代理 鈴木達也)
		小瀬達之委員	(代理 秋山裕保)
		若林伸幸委員	(代理 濱谷健太)
		河内健司委員	(代理 樽澤裕二)
	(3号委員)	長田富也委員	
	(4号委員)	皆川巖委員	
		白壁賢一委員	
		土橋亨委員	
	(5号委員)	藤本明久委員	
		出羽和平委員	
	(専門委員)	清水高博委員	(代理 高橋和也)

(事務局)	(都市計画課)	課長	
		総括課長補佐	
		都市企画監	
		課長補佐	
		担当職員（3名）	
	(国土交通省甲府河川国道事務所)	課長	
		担当職員（2名）	
	(道路整備課)	課長補佐	
		担当職員（2名）	
	(建築住宅課)	課長補佐	
		担当職員	
	(環境整備課)	担当職員	

4. 傍聴者等の数 0人

5. 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議事
- (3) 閉会

6. 審議案件

第1号議案

甲府及び笛吹川都市計画道路の変更（山梨県決定）について

3・4・107号 甲府外郭環状道路東区間

第2号議案

笛吹川都市計画道路の変更（山梨県決定）について

3・3・6号 甲府バイパス（国道20号）

第3号議案

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく特殊建築物の位置について

笛吹市 一般・産業廃棄物処理施設

報告

市街化調整区域における地区計画の判断指針（案）について（報告）

7. 議事の概要

別紙会議録による。

第156回山梨県都市計画審議会 会議録

司会

それではただいまより、第156回山梨県都市計画審議会を開催いたします。
私は本日の司会進行を務めさせていただきます山梨県県土整備部都市計画課の雨宮でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。
審議会の開催に先立ちまして、ご報告を申し上げます。当審議会の委員のうち、4名の委員に、今回異動がございました。ここで、新たに委員をお願いした方々をご紹介しますさせていただきます。
まず、2号委員である関係行政機関の委員をご紹介します。
関東農政局長 大角亨様。本日は都合により関東農政局農村振興部農村計画課課長補佐 太田将之様に代理出席いただいております。
関東運輸局長 小瀬達之様。本日は都合により関東運輸局山梨運輸支局首席運輸企画専門官 秋山裕保様に代理出席いただいております。
続きまして、関東地方整備局長 若林伸幸様。本日は都合により関東地方整備局甲府河川国道事務所長 濱谷健太様に代理出席いただいております。
次に、3号委員である市町村の首長を代表する委員をご紹介します。
山梨県町村会から道志村長 長田富也様。
以上で委員の皆様のご紹介を終了いたします。
また、刑部様につきましては、本日都合により、途中退席させていただきますので、ご承知おきください。
それでは、ただいまより、第156回山梨県都市計画審議会を開催いたします。
はじめに、お手元にお配りしました資料を確認させていただきます。次第、座席表、委員名簿がそれぞれ1枚ずつ。第156回山梨県都市計画審議会議案書とあります、クリップ留めの資料。次に山梨県都市計画審議会条例、山梨県都市計画審議会運営規程。以上でございますが、不足している資料はございませんでしょうか。不足しているものがありましたら、事務局までお申し出いただきたいと思ひます。
続いて、議事に入る前に、本審議会の成立についてご報告申し上げます。
お手元に配布しました資料の「山梨県都市計画審議会条例」をご覧ください。資料2ページ一番上、条例第5条第2項の規定によりますと、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができないこととなっております。
本日は、19名の委員のうち、17名のご出席をいただいておりますので、本審議会の会議が成立しておりますことをご報告いたします。
それでは、本審議会運営規程第5条第2項の規定に基づき、甲光会長に議長をお願いし、審議を進めていただきたいと存じます。甲光会長、よろしくお願ひいたします。

議長

会長を務めさせていただきます甲光でございます。本日もよろしくお願ひいたします。
審議に入る前に、会議録署名委員を、赤岡委員、それから、奥村委員をお願いをさせていただきます。
ではこれより審議に入らせていただきます。
本日の議案でございますけれども、お手元の議案書の通り、法定審議案件3件、報告案件1件でございます。よろしくお願ひいたします。
それではまず初めに、第1号、第2号議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

**** 事務局説明 ****

議長

ご説明いただきましてありがとうございました。
事前にご説明はいただいていたのですが、少しわからなくなりましたので、お聞きさせていただきますと思ひます。
1号議案につきましては、桜井のジャンクションのあたりについて、今までの計画では一旦、普通の道路に降りて、また上がる計画だったので、今度の変更では降りないで、

そのまま上の部分を走っていくということが一つと、それからそれぞれの場所、ご説明いただきましたが、東油川とか、落合西とか、他にもございますが、それぞれのところで、少し幅について、側道なんかも含めて、変更をするということが1号でしょうか。

それから2号につきましては、右折車線がちょっと短くて、これでは渋滞がしてしまうだろうということで、右折車線を増設するという、ちょっと素人な言い方でピントがずれてしまっているかもしれませんが、そのような変更ということで良いでしょうか。

事務局

はい。その通りでございます。

まず、桜井ジャンクションのところにつきましては、もともと平面で取りつく計画でございました。西関東道路に取りつく計画だったのですが、そこをジャンクション形式、高架化させて、そのまま西関東道路方面に行けるという変更になってございます。

また一般部につきましては、もともと道路としての必要最低限の幅で、都市計画決定をしておりました。

それが上幅ということで、今回、本線に必要な幅として、下幅で都市計画変更したということでございます。

また、国道20号、2号議案の方でございますが、こちらにつきましても、おっしゃるとおり交差点容量の関係から右折が今現状1車線でございますが、そこを1車線分増設するというので、2車線にして1車線分広げる変更となっております。

議長

ありがとうございました。すみません。最初に質問をさせていただき、申し訳ございません。他の皆様の方で質問あるいはご意見等ございますでしょうか。お願いいたします。

A委員

それでは1号、2号について伺いたいです。

まず、1号の方で盛土区間と高架区間がございますが、高架は住宅街や住宅が多いところになっていて、盛土は果樹地帯が盛土になっていますが、この地域の方から説明会の時に盛土について、風通しが悪いとかということで何か意見が出ておりますでしょうか。

それとあと2点目といたしまして、2号議案の方ですが、これは交通関係になりますが、広瀬の交差点のところで、右折車線を広げるということですが、この数年前に広瀬の交差点は、交通事故の多発地点だと一時言われておりました、この際まで、車がおりてくる車線になっています。これからの交通対策、この広瀬の交差点について考えてございますでしょうか。

事務局

まず1号議案の盛土に対する地元のご意見というところでございますが、こちらにつきましては、高架化にして欲しいという意見も実際にいただいております。

我々は、公共事業でやっているものですから、どうしても費用の面とかもありますので、そこはそういったことも踏まえて、説明させていただいてご納得をいただいているかと思っております。

また2号議案の広瀬交差点につきましてはですね、もちろんこれからまだ設計はしていきますので、そういった事故対策を含めて、考えていきたいと思っております。

議長

よろしいでしょうか。

他に何かご質問ありますか。お願いいたします。

B委員

委員の立場で申し訳ないですけれども、今の回答について1点補足させていただきたいと思っております。2つ目の国道20号の広瀬の交差点のところについてなんですけれども、現在の交通安全事業で、この広瀬交差点の改良事業を事業化してございますので、そういった交差点の改良事業っていうのは設計しているところでございますので、この広瀬のインターのところと隣接しますので、密接に関連しながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

議長 補足の意見を説明いただきましてありがとうございます。
他に何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。お願いします。

C委員 1号議案の桜井ジャンクションのところですけど、北部区間方面の方に繋がっていくのは北部区間が将来的に決まったときにまたもう一度変更する考え方でいいでしょうか。

議長 ご回答お願いできればと思います。

事務局 はい。その通りでございます。

議長 はい。お願いいたします。

B委員 すみません。補足させてもらって申し訳ありません。
道路事業を進めるに当たりまして、二つやり方がございます。一つは、今回やらせていただいているとおり、都市計画をさせていただいて、それで、事業進めるという都市計画事業というやり方がございます。その場合、今回のように、もともと事業化する前は上幅と申しまして、本線の一番狭いところを確実に道路が通るところの部分、都市計画決定させていただいた後で事業化した後に、側道ですとか、そういったところを実際に設計してみないとわからない幅がございますので、そういったところを含めて、都市計画変更して、都市計画事業としてやるやり方が一つございます。

もう一つは、道路事業としてやるというやり方がございまして、それは都市計画の上幅のところやった状態のまま、計画変更をせずに、任意の用地買収だったり、そういうところを進めるというその二つのやり方もございます。

現在、東部につきましては、下幅の都市計画事業でやるということで本日、変更手続きさせていただいておりますけれども、北部区間については、そこのどっちのことをやるのかというところも含めて検討したいと思っておりますので、変更する場合もあるかと思っておりますし、変更しない場合もあると、そこはこれから検討したいというふうに思っておりますのでございます。

議長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、第1号議案、第2号議案、つきまして、原案どおりとして、よろしいでしょうか。お諮りをさせていただきたいと思っております。ご意見ご異議がおありの方はいらっしゃいますでしょうか。特に異議はないということではよろしいでしょうか。

～異議なし～

それでは、第1号第2号議案におきましては、原案どおり議決をするということとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、3号議案の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 ****** 事務局説明 ******

議長 ご説明ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明にご質問、ご意見等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、第3号議案につきまして、その位置について都市計画上支障があるかどうか、お諮りをさせていただきたいと思っております。

都市計画上支障があるというご意見の方いらっしゃいますでしょうか。

～異議なし～

それでは第3号議案につきましては、都市計画上の支障はないと認めることといたします。

続きまして、報告案件を事務局よりご説明お願いいたします。

事務局

**** 事務局説明 ****

議長

ありがとうございました。ただいまの事務局の報告につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。お願いいたします。

C委員

地元の自治会といいますか、市町村の立場でいくと、今、人口減少の時代で、例えば、住居系のようなことをやれば、多少人口増になって、積極的にやりたいという意思があると思うのですよね。市町村にすれば、ただ、今ここに示されているような、例えば、都市計画の関係で甲府地域なんかをすると、ほとんどが、ハザードマップでは、浸水想定区域に入っていて、しかもその中で、十分な対策をすれば、許可するというふうなことがあってですね。なんか、将来、禍根を残すような気もするのですが、その辺の議論を十分していただきたいと思います。意見としてです。これはこうだという質問ではなくて、何かこれは地区計画で、認めてしまうみたいに、認めることはいいのかもしれないけれども、それぞれの市町村の立場でもって、1エリアで考えるとそういうことが起こって、全体的に県として見たときに、何か将来、もうちょっと考えておけばよかったとかっていうふうな、気もしないでもないという感想です。以上です。

議長

ご意見としていただいたということでよろしいでしょうか。他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

無いようでしたが、この報告は終わらせていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

司会

ありがとうございました。

次第のその他でございますが、何か、ございますでしょうか。

C委員

その時に聞けばよかったのですが桜井ジャンクションのところで、例えば、西関東を東から西に向かってきた時に将来、北部区間と接続していく場合、今の計画だと非常に大掛かりな形になっていて、非常に難しい作りになってくっていう、私としては、想定されるのですが、例えば、西関東から来た時に北部区間の方に繋がるような、計画にするのですよねっていうことを確認しておきたいのですが。

事務局

はい。

そうですが、まだ、今はまだ見えてないので、ちょっと今お答えできる段階ではないです。

C委員

非常に何か大掛かりな道路で回ってこないで、下の道路と上の道路の間をぬって行って遠くからまた入らないと、入れないような気がしているのですが、はい。

あと1つすみません。商工業を代表する立場として、環状道路、例えばの話、国道20号線と跨ぐところがですね、一番、商工業的に言えば、いろいろ店舗とかになっていて、特に国道20号線の両脇、南側と北側ですけど、あそこで、ちょうどラウンドワンの真上を通るから、ラウンドワン、当然、解体して、そこに道路を作っていくことになるのだと思うのですが、基本的な考え方として、あそこの地域の核店舗的なことがあるので、あそこに寄せられた方が、周りの商店街っていうか、飲食店とか、そういうところに寄っていくと思うのですが、そういうような補償の考え方として、基本的な考え方をお伺いしたいのですが。再調査の価格だとか、現状価格だとかっていうことで処理できないような、考え方もあると思うのですが、その辺基本的な考え方は、

どういうふうに考えるのか、都市計画的っていうか、用地買収的には、一般的な考え方のかっていうことをちょっと教えていただきたいと思います。

事務局

ちょっと専門的な分野ではないのですが、通常、沿道の用地買収させてもらう時は沿道の時価に基づいて料金を算定して、あと、その営業に対する補償としてはですね、直近何カ年かの営業形態を調べて、それに対する補償というのをしていると思います。それが一般的な補償ということにはなろうかと思えます。

C委員

例えば今のものだと、各店舗が潰れるわけですから、あの辺の敷地内に、もう一遍再調達で作らなきゃならんと思うのですよね。それで作るには全体の敷地が少ないから、あの中にある敷地の建物を壊さなければいけない。壊していくと、あそこにある敷地のかなりの部分を壊さないとできないというふうになっちゃうと、非常に経費もかかるし、大変だなと思えます。感想です。以上です。

司会

はい。ありがとうございます。

他にその他としてございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして第156回都市計画審議会を終了させていただきます。次回の審議会につきましては、日程が決まり次第、ご連絡させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、本日お車でお越しで談露館の駐車場にお停めの先生方は無料で出庫できることとなっております。

その他、周辺の談露館の契約駐車上にお停めの先生方がいらっしゃる場合は、受付の職員に教えてくださるようお願いいたします。

以上でございます。

それでは、本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。